



タイトル

懲戒処分の公表について

項目(あてはまるものすべてにチェック)

- イベント・会議等の事前周知依頼 イベント・会議等の取材依頼
 イベント会議以外の事業の周知依頼 参加者募集の告知依頼
 その他 (懲戒処分の公表)

全2枚(本紙含む)

「つくば市職員の懲戒処分等に関する公表基準」に基づき、地域交流センターでの不適切な事務処理に関する懲戒処分について公表します。

1 処分の概要

- (1) 被処分者 地域交流センター主任主査(当時) 48歳 女性
処分年月日 平成30年7月31日
処分の内容 免職
処分の理由 施設使用料として徴した現金(総額1,353,950円)を、正当な理由なく個人的に保有することを繰り返すことで公金を業務上横領した。(地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号)
- (2) 被処分者 地域交流センター係長(当時) 59歳 男性
処分年月日 平成30年7月31日
処分の内容 戒告
処分の理由 適切に指導・助言すべき立場でありながら、現金取扱いに関する業務を主任主査に任せたまとし、適切な確認を怠る等の適正を欠いた。(地方公務員法第29条第1項第2号)
- (3) 地域交流センター所長(当時)は、公金の取扱いやセンター運営について適切に管理すべき立場でありながら、管理監督者としての指導監督の適正を欠いていたが、退職により処分は不問
- (4) その他
(管理監督責任) ① 市民部長(当時) 60歳 男性 訓告
② 市民部次長(当時) 60歳 男性 訓告
③ 市民部文化振興課長(当時) 60歳 男性 訓告
④ 市民部文化振興課長補佐(当時) 58歳 男性 訓告

2 事案の概要と経緯

別紙参照

3 市長コメント

このたびは、本市の職員が、決してあってはならない公金横領という非違行為により、市民の皆様の信頼を裏切り、多大なるご迷惑をおかけしましたことを、心から深くお詫び申し上げます。

なお、処分決定に当たりましては、警察との協議や検察の判断、市としての事実確認等を慎重に行ったため、事件発覚から処分の決定までに時間を要しました。

現在は、全ての交流センターにおいて、適正な会計処理を徹底させております。

今後、再発防止策に万全を期すとともに、市民の皆様の信頼を一日も早く回復できるよう全力を尽くしてまいります。

- 平成28年11月22日 ・監査委員の指摘により、地域交流センターの使用料未入金(851,850円)が発覚
- 平成28年11月24日 ・地域交流センター主任主査が使用料未入金分を保管していることが発覚
 - ・同主任主査が未入金分を入金(851,850円)
- 平成28年11月30日 ・つくば中央警察署に相談
- 平成28年12月 1日 ・「交流センターにおける不適切な事務処理について」をプレスリリース
- 平成28年12月 7日 ・内部調査により、この他にも未入金(502,100円)があることが判明
- 平成29年10月 4日 ・業務上横領として被害届をつくば中央警察署に提出
- 平成30年 3月 1日 ・市から監査委員への賠償責任に関する監査請求
- 平成30年 3月22日 ・水戸地方検察庁土浦支部が、「不起訴処分」を決定
- 平成30年 3月28日 ・損害賠償に関する監査結果報告
- 平成30年 3月30日 ・同主任主査に対して、550,171円の賠償を命じる(遅延損害金48,071円を含む)
- 平成30年 4月24日 ・同主任主査からの損害賠償額(550,171円)の入金を確認
- 平成30年5月～6月 ・事実確認及び調査
- 平成30年 7月11日 ・つくば市分限懲戒審査委員会開催(1回目)
- 平成30年 7月20日 ・つくば市分限懲戒審査委員会開催(2回目)
- 平成30年 7月31日 ・処分